

『選挙肅正ポスター集』

内務省 [編]

1935年 B5判／66頁 図書番号 OI-0381

1934年に改正された衆議院議員選挙法は、選挙公報の発行や投票所を増設する一方で、選挙運動の取締や罰則を強化するものであった。翌1935年5月に選挙肅正委員会令が公布され、地方長官のもとに政治家・実業家・官吏などから構成される選挙肅正委員会が全国の道府県に組織された。翌月には、選挙肅正や社会教化活動をしていた14の民間団体による選挙肅正中央連盟が結成された。選挙肅正運動は、1935年秋の地方選挙を目標とする第1次と、翌年の衆議院議員選挙を目標とする第2次として全国的に展開された。

ここに紹介するポスター集は、1935年の府県会議員総選挙の際に作製されたものである。選挙肅正中央連盟のものと、各府県のものをカラー刷りで掲載している。翌1936年衆議院議員総選挙のものは、『選挙肅正棄権防止ポスター集』(内務省編、図書番号 OI-381) である。この他に、門標、絵はがき、スタンプ、投票済証、横断幕などを掲載した『選挙肅正参考資料集』(内務省編、図書番号 OI-913) がある。デザインには日の丸を取り入れている府県が実際に多く、異なる府県にもかかわらず似かよったものが多い。標語に「選挙肅正」や「清き一票」が多いのは当然であるが、「報国一票」や「赤心一票」なども目立つ。

『第二次選挙肅正運動ノ経過及計画』(内務省編、図書番号 OI-912)によれば、各道府県での衆議院議員選挙肅正運動の経過はほぼ共通している。道府県選挙肅正委員任命、標語・ポスター等の募集、記者クラブや市町村長・校長・警察署長に対する懇談会や講演会の開催、市町村選挙肅正委員会による青年学校・婦人団体・部落などを対象とする講演会の開催という経過をたどる。内務省から都道府県へ、都道府県から市町村へ、市町村から区域内の町内会・部落会へと指導されたのである。この各種講演会の際に、ポスターの掲示や門標の貼り付けが依頼された。

そのほかの宣伝資料には、内務省が新聞社や映画会社に依頼して作製し、全国に配布したパンフレット24種230万部、レコード6種7000枚、映画4種88本などがあった。さらにはラジオ放送やタバコの包装箱までが宣伝として使用され、運動期間中のほぼ全ての上映映画と郵便物の消印には、選挙肅正のマークが挿入されたという。この選挙肅正運動は内務省の主導のもとに、官民あげて全国もれなく展開された一大キャンペーンであった。

この時期の運動に対しては、選挙費の減少や常習違反者の激減などの効果はあったと評価される一方で、官憲の行き過ぎた取締と選挙言論の制限や、棄権防止のための投票済証が立憲政治の趣旨に反するとの批判が展開された。選挙の公正と費用の削減を名目に選挙運動の公営を拡充しつつも、言論や文書活動への徹底した制限は、その後長く日本の選挙様式を決定づけたと言われている。

(田村靖広・市政専門図書館司書課長)